

定期生命共済事業細則 新旧比較対照表

新条文	旧条文
<p>(条件付加入制度)</p> <p>第11条 <b>〔中略〕</b></p> <p>4. 規約第51条(疾病入院共済金)第<u>9</u>項および第57条(歳満期型疾病入院共済金)第<u>9</u>項の規定にかかわらず、「条件付加入契約」の被共済者が、次の各号のいずれかに該当する場合、免責に同意している疾病(以下「免責疾病」といいます。)以外の疾病による入院期間について共済金を支払います。</p> <p>(1)「免責疾病」による入院を開始したときに「免責疾病」以外の疾病を併発していたとき</p> <p>(2)「免責疾病」による入院中に、「免責疾病」以外の疾病を併発したとき</p>	<p>(条件付加入制度)</p> <p>第11条 <b>〔中略〕</b></p> <p>4. 規約第51条(疾病入院共済金)第<u>8</u>項および第57条(歳満期型疾病入院共済金)第<u>8</u>項の規定にかかわらず、「条件付加入契約」の被共済者が、次の各号のいずれかに該当する場合、免責に同意している疾病(以下「免責疾病」といいます。)以外の疾病による入院期間について共済金を支払います。</p> <p>(1)「免責疾病」による入院を開始したときに「免責疾病」以外の疾病を併発していたとき</p> <p>(2)「免責疾病」による入院中に、「免責疾病」以外の疾病を併発したとき</p>
<p>(この会の実施する共済事業で通算した共済金額の最高限度)</p> <p>第17条 規約第44条(基本契約共済金額)、第49条(疾病入院特約共済金額)、第54条(歳満期型疾病入院特約共済金額)、第68条(災害入院特約共済金額)および第73条(歳満期型災害入院特約共済金額)の規定にかかわらず、被共済者1人における共済金額の最高限度は、次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 疾病にかかる入院共済金額(疾病入院共済金額および歳満期型疾病入院共済金額。以下、この号では総じて「疾病入院共済金額」といいます。)および災害にかかる入院共済金額(災害入院共済金額および歳満期型災害入院共済金額。以下、この号では総じて「災害入院共済金額」といいます。)</p> <p>生命共済またはこの会の実施することも共済および終身共済(以下、「終身共済」といいます。)と通算して疾病入院共済金額および災害入院共済金額<b>それぞれ23,000</b>円とします。</p>	<p>(この会の実施する共済事業で通算した共済金額の最高限度)</p> <p>第17条 規約第44条(基本契約共済金額)、第49条(疾病入院特約共済金額)、第54条(歳満期型疾病入院特約共済金額)、第68条(災害入院特約共済金額)および第73条(歳満期型災害入院特約共済金額)の規定にかかわらず、被共済者1人における共済金額の最高限度は、次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 疾病にかかる入院共済金額(疾病入院共済金額および歳満期型疾病入院共済金額。以下、この号では総じて「疾病入院共済金額」といいます。)および災害にかかる入院共済金額(災害入院共済金額および歳満期型災害入院共済金額。以下、この号では総じて「災害入院共済金額」といいます。)</p> <p>生命共済またはこの会の実施することも共済および終身共済(以下、「終身共済」といいます。)と通算して疾病入院共済金額および災害入院共済金額<b>各20,000</b>円とします。</p>

新条文	旧条文												
<p>(2) 前号の規定にかかわらず、発効日において第6条（共済金額を制限する職業）に定める職業に従事している者の共済金額の最高限度は、終身共済と通算して死亡共済金額および重度障害共済金額1,000万円、疾病入院共済金額および災害入院共済金額<u>それぞれ</u>5,000円とします。(65歳以上専用歳満期型の死亡共済金額、歳満期型疾病入院共済金額および歳満期型災害入院共済金額は含みません。)</p> <p><u>2. 生命共済事業細則第15条（この会の実施する共済事業で通算した共済金額の最高限度）第2項、ならびにこども共済事業細則第13条（この会の実施する共済事業で通算した共済金額の最高限度）第2項の規定により最高限度を超過して定期生命共済の契約を締結した場合、当該契約は同額範囲内の共済金額であれば更新または更改をおこなうことができます。</u></p>	<p>(2) 前号の規定にかかわらず、発効日において第6条（共済金額を制限する職業）に定める職業に従事している者の共済金額の最高限度は、終身共済と通算して死亡共済金額および重度障害共済金額1,000万円、疾病入院共済金額および災害入院共済金額<u>各</u>5,000円とします。(65歳以上専用歳満期型の死亡共済金額、歳満期型疾病入院共済金額および歳満期型災害入院共済金額は含みません。)</p> <p><b>〔挿入〕</b></p>												
<p>(共済金請求時の提出書類)</p> <p>第24条 規約第27条（共済金の支払請求）にもとづく提出書類は、この会所定の共済金支払請求書と次の各号のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="248 927 1005 1410"> <tbody> <tr> <td data-bbox="248 927 360 1362">(1)</td> <td data-bbox="360 927 611 1362">死亡共済金</td> <td data-bbox="611 927 1005 1362">死亡診断書（死体検案書） 死亡共済金受取人と被共済者の続柄・受取人順位等が確認できる書類（戸籍謄本、住民票等） 死亡共済金受取人の印鑑登録証明書 委任状 委任者の印鑑登録証明書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 1362 360 1410">(2)</td> <td data-bbox="360 1362 611 1410">重度障害共済金</td> <td data-bbox="611 1362 1005 1410">障害診断書</td> </tr> </tbody> </table>	(1)	死亡共済金	死亡診断書（死体検案書） 死亡共済金受取人と被共済者の続柄・受取人順位等が確認できる書類（戸籍謄本、住民票等） 死亡共済金受取人の印鑑登録証明書 委任状 委任者の印鑑登録証明書	(2)	重度障害共済金	障害診断書	<p>(共済金請求時の提出書類)</p> <p>第24条 規約第27条（共済金の支払請求）にもとづく提出書類は、この会所定の共済金支払請求書と次の各号のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="1232 927 1989 1410"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1232 927 1344 1362">(1)</td> <td data-bbox="1344 927 1594 1362">死亡共済金</td> <td data-bbox="1594 927 1989 1362">死亡診断書（死体検案書） 死亡共済金受取人と被共済者の続柄・受取人順位等が確認できる書類（戸籍謄本、住民票等） 死亡共済金受取人の印鑑登録証明書 委任状 委任者の印鑑登録証明書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1232 1362 1344 1410">(2)</td> <td data-bbox="1344 1362 1594 1410">重度障害共済金</td> <td data-bbox="1594 1362 1989 1410">障害診断書</td> </tr> </tbody> </table>	(1)	死亡共済金	死亡診断書（死体検案書） 死亡共済金受取人と被共済者の続柄・受取人順位等が確認できる書類（戸籍謄本、住民票等） 死亡共済金受取人の印鑑登録証明書 委任状 委任者の印鑑登録証明書	(2)	重度障害共済金	障害診断書
(1)	死亡共済金	死亡診断書（死体検案書） 死亡共済金受取人と被共済者の続柄・受取人順位等が確認できる書類（戸籍謄本、住民票等） 死亡共済金受取人の印鑑登録証明書 委任状 委任者の印鑑登録証明書											
(2)	重度障害共済金	障害診断書											
(1)	死亡共済金	死亡診断書（死体検案書） 死亡共済金受取人と被共済者の続柄・受取人順位等が確認できる書類（戸籍謄本、住民票等） 死亡共済金受取人の印鑑登録証明書 委任状 委任者の印鑑登録証明書											
(2)	重度障害共済金	障害診断書											

新条文				旧条文			
			共済金受取人の印鑑登録証明書				共済金受取人の印鑑登録証明書
(3)	疾病入院共済金、疾病長期入院共済金および歳満期型疾病入院共済金		診断書（治療証明書）	(3)	疾病入院共済金、疾病長期入院共済金および歳満期型疾病入院共済金		診断書（治療証明書）
(4)	疾病手術共済金および歳満期型疾病手術共済金		診断書（治療証明書）	(4)	疾病手術共済金および歳満期型疾病手術共済金		診断書（治療証明書）
(5)	災害入院共済金、災害長期入院共済金および歳満期型災害入院共済金		診断書（治療証明書） 不慮の事故等であることを証する書類	(5)	災害入院共済金、災害長期入院共済金および歳満期型災害入院共済金		診断書（治療証明書） 不慮の事故【挿入】であることを証する書類
(6)	災害手術共済金および歳満期型災害手術共済金		診断書（治療証明書） 不慮の事故等であることを証する書類	(6)	災害手術共済金および歳満期型災害手術共済金		診断書（治療証明書） 不慮の事故【挿入】であることを証する書類
(7)	がん特約共済金		診断書（治療証明書）	(7)	がん特約共済金		診断書（治療証明書）
<p>* 上記書類のうち、「死亡診断書（死体検案書）」「障害診断書」「診断書（治療証明書）」については、この会所定の様式によるもので、診断書（検案書）または証明書の原本を提出しなければなりません。</p> <p>【以下略】</p>				<p>* 上記書類のうち、「死亡診断書（死体検案書）」「障害診断書」「診断書（治療証明書）」については、この会所定の様式によるもので、診断書（検案書）または証明書の原本を提出しなければなりません。</p> <p>【以下略】</p>			
(重度障害の取扱い)				(重度障害の取扱い)			

新条文	旧条文
<p>第31条 規約別表第1「重度障害の定義」における「身体障害」には、不慮の事故<del>等</del>を直接の原因とする非器質性精神障害を含むものとします。</p> <p>2. この会は、次の各号のいずれかに該当する場合、重度障害について症状が固定したものとみなします。</p> <p>(1) 疾病により、規約別表第1「重度障害の定義」第2項に規定する障害の状態のうちいずれかに該当し、その原因となった疾病について回復の見込みがないとき</p> <p>(2) 不慮の事故<del>等</del>により事故日から2年以内に、規約別表第1「重度障害の定義」第2項に規定する障害の状態のうちいずれかに該当し、その原因となった傷害について回復の見込みがないとき</p> <p>(3) 不慮の事故<del>等</del>により事故日から2年を超えて公的な障害認定（自動車賠償責任保険、労働災害、公務災害等）を受けたとき（事故日から<del>2年後の事故日に相当する日の前日</del>において医師からの症状固定の診断がされたものとみなします。）</p>	<p>第31条 規約別表第1「重度障害の定義」における「身体障害」には、不慮の事故<del>等</del><b>【挿入】</b>を直接の原因とする非器質性精神障害を含むものとします。</p> <p>2. この会は、次の各号のいずれかに該当する場合、重度障害について症状が固定したものとみなします。</p> <p>(1) 疾病により、規約別表第1「重度障害の定義」第2項に規定する障害の状態のうちいずれかに該当し、その原因となった疾病について回復の見込みがないとき</p> <p>(2) 不慮の事故<del>等</del><b>【挿入】</b>により事故日から2年以内に、規約別表第1「重度障害の定義」第2項に規定する障害の状態のうちいずれかに該当し、その原因となった傷害について回復の見込みがないとき</p> <p>(3) 不慮の事故<del>等</del><b>【挿入】</b>により事故日から2年を超えて公的な障害認定（自動車賠償責任保険、労働災害、公務災害等）を受けたとき（事故日から<del>2年後</del><b>【挿入】</b>において医師からの症状固定の診断がされたものとみなします。）</p>
<p>(臓器等の定義)</p> <p>第37条 規約第51条（疾病入院共済金）第<del>11</del><b>【挿入】</b>項、第57条（歳満期型疾病入院共済金）第<del>11</del><b>【挿入】</b>項、第61条（疾病手術共済金）第6項および第66条（歳満期型疾病手術共済金）第6項における「臓器等」とは、胸腹部臓器、骨髄および皮膚をいいます。</p>	<p>(臓器等の定義)</p> <p>第37条 規約第51条（疾病入院共済金）第<del>11</del><b>【挿入】</b>項、第57条（歳満期型疾病入院共済金）第<del>11</del><b>【挿入】</b>項、第61条（疾病手術共済金）第6項および第66条（歳満期型疾病手術共済金）第6項における「臓器等」とは、胸腹部臓器、骨髄および皮膚をいいます。</p>
<p>(薬物依存の定義)</p> <p>第38条 規約第53条（疾病入院特約の共済金を支払わない場合）第1項第3号および第72条（災害入院特約の共済金を支払わない場合）第1項第3号における「薬物依存」とは、分類提要の分類（<del>F11～F19</del><b>【挿入】</b>）によります。ただし、次の各号の場合を除きます。</p>	<p>(薬物依存の定義)</p> <p>第38条 規約第53条（疾病入院特約の共済金を支払わない場合）第1項第3号および第72条（災害入院特約の共済金を支払わない場合）第1項第3号における「薬物依存」とは、分類提要の分類（<del>F11～F19</del><b>【挿入】</b>）によります。ただし、次の各号の場合を除きます。</p>

新条文	旧条文
<p>(1) 医療行為によってその状態に至った場合</p> <p>(2) その状態に至った原因が、共済契約者、共済金受取人および被共済者のいずれの責めに帰すべき事由にもあたらない場合</p>	<p>(1) 医療行為によってその状態に至った場合</p> <p>(2) その状態に至った原因が、共済契約者、共済金受取人および被共済者のいずれの責めに帰すべき事由にもあたらない場合</p>
<p>(申込日以前の不慮の事故<u>等</u>を原因とする入院または手術の取扱い)</p> <p>第45条 この会は、被共済者が、申込日以前に発生した不慮の事故<u>等</u>を直接の原因として、申込日から2年を超えて入院を開始した場合または手術を受けた場合、疾病を原因とする入院または手術とみなして規約第51条(疾病入院共済金)、第52条(疾病長期入院共済金)、第57条(歳満期型疾病入院共済金)、第61条(疾病手術共済金)および第66条(歳満期型疾病手術共済金)の規定を適用します。</p>	<p>(申込日以前の不慮の事故【挿入】を原因とする入院または手術の取扱い)</p> <p>第45条 この会は、被共済者が、申込日以前に発生した不慮の事故【挿入】を直接の原因として、申込日から2年を超えて入院を開始した場合または手術を受けた場合、疾病を原因とする入院または手術とみなして規約第51条(疾病入院共済金)、第52条(疾病長期入院共済金)、第57条(歳満期型疾病入院共済金)、第61条(疾病手術共済金)および第66条(歳満期型疾病手術共済金)の規定を適用します。</p>
<p>(疾病入院特約共済金額、歳満期型疾病入院特約共済金額、災害入院特約共済金額および歳満期型災害入院特約共済金額の適用)</p> <p>第47条 【中略】</p> <p>3. 第1項の規定にかかわらず、不慮の事故<u>等</u>が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、当該契約発効後にその不慮の事故<u>等</u>を直接の原因とする入院を開始した場合には、規約第70条(災害入院共済金)第1項および第76条(歳満期型災害入院共済金)第1項における各特約共済金額は、不慮の事故<u>等</u>発生時<u>における</u>契約の共済金額とします。なお、規約第51条(疾病入院共済金)第<u>11</u>項第2号および第57条(歳満期型疾病入院共済金)第<u>11</u>項第2号の定めにより疾病の治療を目的とした入院とみなす場合も同様の取扱いとします。</p> <p>【中略】</p> <p>6. 第4項の規定にかかわらず、不慮の事故<u>等</u>が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、当該契約発効後にその不慮の事故</p>	<p>(疾病入院特約共済金額、歳満期型疾病入院特約共済金額、災害入院特約共済金額および歳満期型災害入院特約共済金額の適用)</p> <p>第47条 【中略】</p> <p>3. 第1項の規定にかかわらず、不慮の事故【挿入】が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、当該契約発効後にその不慮の事故【挿入】を直接の原因とする入院を開始した場合には、規約第70条(災害入院共済金)第1項および第76条(歳満期型災害入院共済金)第1項における各特約共済金額は、不慮の事故【挿入】発生時<u>の</u>契約の共済金額とします。なお、規約第51条(疾病入院共済金)第<u>10</u>項第2号および第57条(歳満期型疾病入院共済金)第<u>10</u>項第2号の定めにより疾病の治療を目的とした入院とみなす場合も同様の取扱いとします。</p> <p>【中略】</p> <p>6. 第4項の規定にかかわらず、不慮の事故【挿入】が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、当該契約発効後にその不慮</p>

新条文	旧条文
<p><u>等</u>を直接の原因とする入院を開始した場合には、規約第71条（災害長期入院共済金）第1項における災害入院特約共済金額は、不慮の事故<u>等</u>発生時における<u>契約の共済金額</u>とします。なお、規約第52条（疾病長期入院共済金）第5項の定めにより疾病の治療を目的とした入院とみなす場合も同様の取扱いとします。</p>	<p>の事故【挿入】を直接の原因とする入院を開始した場合には、規約第71条（災害長期入院共済金）第1項における災害入院特約共済金額は、不慮の事故【挿入】発生時の<u>契約の共済金額</u>とします。なお、規約第52条（疾病長期入院共済金）第5項の定めにより疾病の治療を目的とした入院とみなす場合も同様の取扱いとします。</p>
<p>（疾病手術特約共済金額、歳満期型疾病手術特約共済金額、災害手術特約共済金額および歳満期型災害手術特約共済金額の適用）</p> <p>第48条 【中略】</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、不慮の事故<u>等</u>が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、当該契約発効後にその不慮の事故<u>等</u>を直接の原因とする手術を受けた場合には、規約第80条（災害手術共済金）第1項における特約共済金額は、不慮の事故<u>等</u>発生時における<u>契約の共済金額</u>とします。なお、規約第61条（疾病手術共済金）第6項第2号および第66条（歳満期型疾病手術共済金）第6項第2号の定めにより疾病の治療を直接の目的とする手術とみなす場合も同様の取扱いとします。</p> <p>3. 65歳以上専用歳満期型への移行の申込みについて【削除】、次の各号のうち第2号に定める金額が第1号に定める金額を上回る場合は、前項に定める「共済金額を増額する契約の申込み」にあたるものとします。</p> <p>(1) 移行前の生命共済の契約に付帯していた手術特約の共済金額に、生命共済事業規約<u>別表第5「手術支払倍率表」</u>で定める倍率を乗じた金額</p> <p>(2) 65歳以上専用歳満期型の契約に付帯している歳満期型災害手術特約または歳満期型疾病手術特約の共済金額</p>	<p>（疾病手術特約共済金額、歳満期型疾病手術特約共済金額、災害手術特約共済金額および歳満期型災害手術特約共済金額の適用）</p> <p>第48条 【中略】</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、不慮の事故【挿入】が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、当該契約発効後にその不慮の事故【挿入】を直接の原因とする手術を受けた場合には、規約第80条（災害手術共済金）第1項における特約共済金額は、不慮の事故【挿入】発生時の<u>契約の共済金額</u>とします。なお、規約第61条（疾病手術共済金）第6項第2号および第66条（歳満期型疾病手術共済金）第6項第2号の定めにより疾病の治療を直接の目的とする手術とみなす場合も同様の取扱いとします。</p> <p>3. 65歳以上専用歳満期型への移行の申込みについて<u>も</u>、次の各号のうち第2号に定める金額が第1号に定める金額を上回る場合は、前項に定める「共済金額を増額する契約の申込み」にあたるものとします。</p> <p>(1) 移行前の生命共済の契約に付帯していた手術特約の共済金額に、生命共済事業規約<u>別表第4「手術支払割合表」</u>で定める倍率を乗じた金額</p> <p>(2) 65歳以上専用歳満期型の契約に付帯している歳満期型災害手術特約または歳満期型疾病手術特約の共済金額</p>
<p>（身体障害の固定前に共済期間が満了した場合の特例）</p>	<p>（身体障害の固定前に共済期間が満了した場合の特例）</p>

新条文	旧条文
<p>第55条 被共済者の身体障害の状態が固定する前に共済期間が満了し、規約第7条（被共済者の範囲）第2項の定めにより共済契約を更新できなかったときは、共済期間中の不慮の事故<del>等</del>を直接の原因とする重度障害で、事故日から2年以内に症状が固定した場合についてのみ、共済期間中の重度障害とみなして規約第<del>46</del>条（死亡共済金および重度障害共済金）の規定を適用します。</p>	<p>第55条 被共済者の身体障害の状態が固定する前に共済期間が満了し、規約第7条（被共済者の範囲）第2項の定めにより共済契約を更新できなかったときは、共済期間中の不慮の事故【挿入】を直接の原因とする重度障害で、事故日から2年以内に症状が固定した場合についてのみ、共済期間中の重度障害とみなして規約第<del>46</del>44条（死亡共済金および重度障害共済金）の規定を適用します。</p>
<p>（感染症における事故日の取扱い）</p> <p>第61条 規約別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」第3項に定める感染症については、当該感染症に罹患したことが判明した検査の実施日を規約および細則における不慮の事故<del>等</del>が発生した日として取扱います。</p>	<p>（感染症における事故日の取扱い）</p> <p>第61条 規約別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」第3項に定める感染症については、当該感染症に罹患したことが判明した検査の実施日を規約および細則における不慮の事故【挿入】が発生した日として取扱います。</p>
<p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（2022年（令和4年）5月30日細則一部改正）</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1. この細則は2022年9月1日より施行します。</u></p>	<p>【挿入】</p>